

郵送による転出届(転出証明書の請求書)

- ・この用紙は、旭川市内から市外へ転出する(又は転出した)方が、旭川市に送付するものです。
- ・届出は転出年月日の14日前から可能です。・本人又は同一世帯員以外の代理人が届出する場合は委

記載例

※マイナンバーカード・
住民基本台帳カードを
お持ちの場合

転出される方(本人含む)	フリガナ氏名	生年月日	マイナンバーカード・住基カードの有無	フリガナ氏名	生年月日	マイナンバーカード・住基カードの有無
	アサヒカワ タロウ	大・昭平・令	有・無		大・昭平・令	有・無
	旭川 太郎	52年7月9日			年 月 日	
	アサヒカワ ハナコ	大・昭平・令	有・無		大・昭平・令	有・無
	旭川 花子	55年9月9日			年 月 日	
		大・昭平・令	有・無		大・昭平・令	有・無
		年 月 日			年 月 日	

新住所	転出年月日	令和 5 年 1 月 15 日	実際に住み始める日を記入してください(予定日でも可)。 マンション名などを入れる場合は、方書も記入してください。
	新住所	〒 001 - 0001 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 方書: 札幌マンション102	

旧住所	住所(住民登録地)	旭川市 6条通9丁目46番地 方書: 旭川マンション301	フリガナ世帯主	アサヒカワ タロウ 旭川 太郎
-----	-----------	-------------------------------------	---------	--------------------

転出証明書の交付	送付先(いずれかに○)	新住所・旧住所・その他(理由:)
	送付先住所	〒 001 - 0001 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 方書: 札幌マンション102

転出証明書の交付を希望しない場合はチェックを入れてください。
※必ず<マイナンバーカード・住基カードの取扱いについて>をお読みください。

<マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方へ>
✓ 転出証明書の交付を希望しない ← 交付を希望しない場合はチェック

※ 転出される方のうち、1人でもマイナンバーカード又は住基カードのいずれかをお持ちの場合は、転出証明書がなくても新住所地の市区町村でカードによる転入手続きが可能です。<マイナンバーカード・住基カードの取扱いについて>をご確認のうえ、転出証明書の交付を希望しない場合はチェックを入れてください。

※ ただし、チェックを入れた場合でも、次のうち1つでも該当する場合は転出証明書が必要ですので、必ず交付いたします。

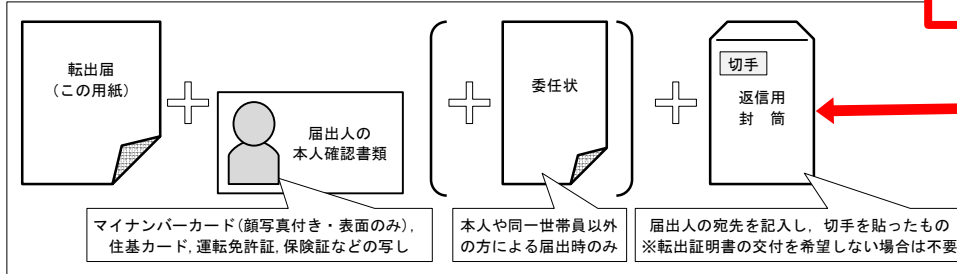
- ・転出年月日から14日を経過している場合
- ・代理人による届出の場合
- ・マイナンバーカード又は住基カードをお持ちでない場合
- ・いずれかのカードを返納される場合
- ・いずれかのカードが一時停止になっている場合
- ・いずれかのカードの暗証番号を忘れた場合

届出人	住所	札幌市北区北24条西6丁目1番1号 方書: 札幌マンション102	フリガナ氏名	アサヒカワ タロウ 旭川 太郎
	日中の連絡先※携帯電話可	123-456-7890	転出される方との関係(いずれかに○)	本人・その他()

<マイナンバーカード・住基カードの取扱いについて>

- ・転出の処理が終わりましたら、「継続利用に関するご案内」の文書を送付先住所宛てにお送りいたします。
- ・所定の手続きを行うことで、転入先でも継続してカードを利用できる場合があります。詳しくは、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
- ・転入日の翌日から数えて14日以内又は転出予定日の翌日から数えて30日以内のいずれか早い日までに、新住所地の市区町村で転入手続きをしてください。手続きの際はカードの提示と暗証番号の入力が必要です。
- ※ この期間を過ぎるとカードは失効し、継続して利用できなくなります。失効後のカード再交付には手数料がかかります。カードによる転入手続きもできなくなるため、「転出証明書(に準ずる証明書)」(無料)の交付を受ける必要があります。
- ・カードを申請中の方については、交付準備ができていない場合は転出届出前に受取が可能です。カードを受け取らずに転出された場合は、転入先で再申請が必要です。

<送付するもの>



転出証明書の交付を希望しない場合、
返信用封筒は不要です。

<送付先・お問い合わせ先>

〒070-8525
北海道旭川市7条通9丁目48番地
旭川市役所 市民課
電話: (0166) 25-6204